

新規承諾の推移と特徴

アジア支援の最終年度にあたる1999年度においては、国際的枠組みの下、アジア各国の通貨安定や実体経済の回復を目的とした二国間支援のための事業開発等金融が大きなウェートを占めた。一方、アジア通貨危機に伴う混乱が一段落した2000年度以降は、米国同時多発テロ事件に伴う経済混乱への対応のためにIMF向け融資を行った2001年度を除き、事業開発等金融のウェートの小さい年度が続いた。

一方、投資金融については、アジア支援の一環としての日系企業支援が一段落した後も、日本の製造業のグローバル化、大型のインフラ、資源案件への日本企業の事業参画に必要な資金ニーズ等に応える観点から、融資承諾額の大半を占め続けることとなった。

1 一般投資金融

(1) 新規融資承諾実績

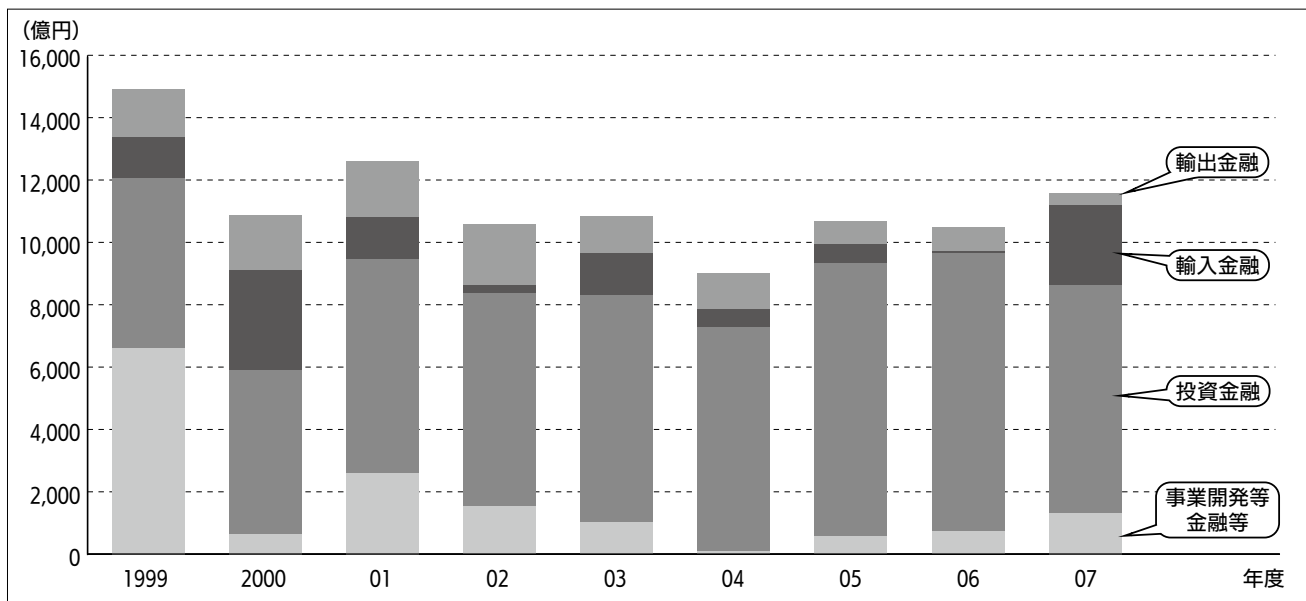
経済のグローバル化が進行する中、2000年代においても、日本企業の活発な海外事業展開が続いた。

本行は、こうした日本企業の事業展開を、民間金融機関と協調して積極的に支援したが、その支援内容や手法は、日本企業の海外展開の態様、事業に内在するリスク、日本企業の置かれた競争環境等を踏まえ、多様なものとなった。

まず、日本企業の海外展開は、従前から大きな比率を占めていた製造業に加え、発電をはじめとするインフラ事業の海外展開が進み、本行も積極的に支援を行った。

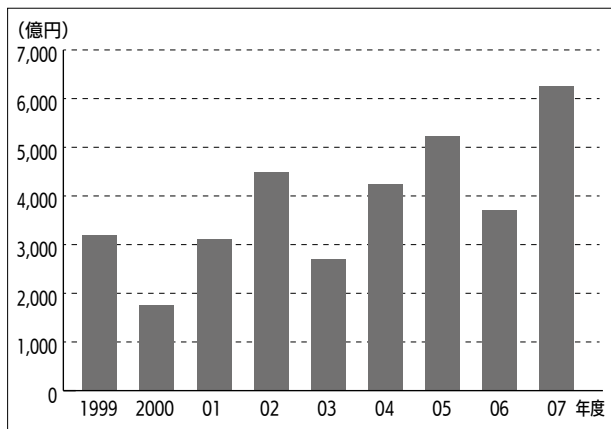
また、厳しい競争環境の中、後述する独立系発電事業者（Independent Power Producer：IPP）や独立系造水発電事業者（Independent Water Power Producer：IWPP）といったインフラ事業に加え、2005年度に融資承諾したサウジアラビアのラービグ石油精製・石化プロジェクトのような製造業に対

図表 1-18 金融目的別融資承諾実績



(出典) 本行作成

図表 1-19 一般投資金融融資承諾実績



(出典) 本行作成

しても、長期・巨額のプロジェクトファイナンスの供与が期待され、本行もそれに応えた。

さらに、民間企業や民間金融機関のみでは対応の難しいポリティカルリスクの分野での本行に対する期待は高く、本行は融資の供与にあたりポリティカルリスク・デファールルの適用を通じたリスク補完を実施した。

加えて、タイにおいては2005年度に、アジア債券市場育成イニシアティブの枠組みの中で発行した債券により調達したパーツ資金を原資に、メガ3行にパーツ建てツーステップローンを供与。タイで事業を行っている日本企業に設備投資及び長期運転資金をパーツ建てで供与、日本企業の為替リスク回避、現地通貨建ての資金需要に応えた。

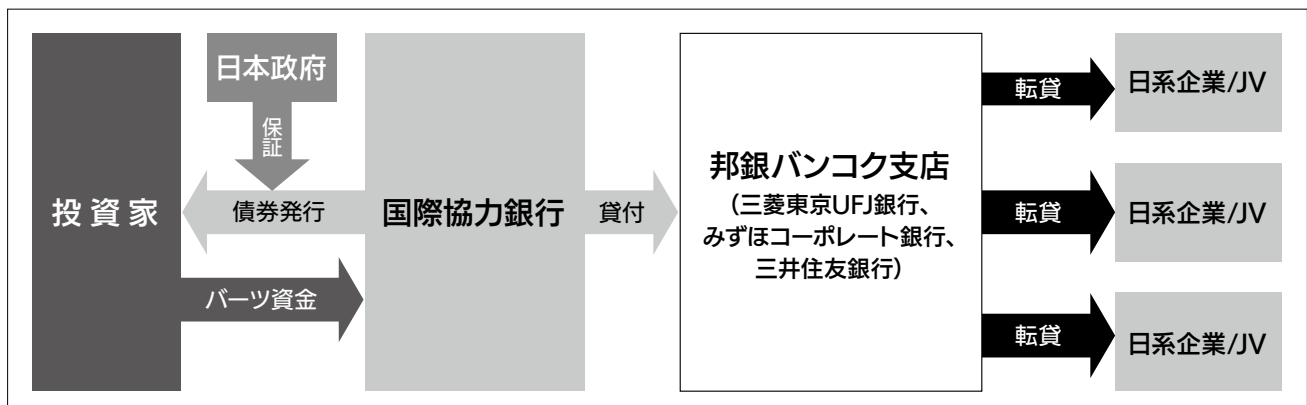
(2) IPP、IWPP等の プロジェクトファイナンスによる支援

開発途上国においては1990年代よりIPP及びIWPP事業といった民活インフラ事業が進められていたが、日本企業は、こうした民活インフラ事業には、当時、輸出者として参画することが一般的であった。

しかしながら、2000年代からは、商社や電力会社といった日本企業が、プロジェクトに事業出資を行って中核スポンサーとなり、インフラの整備を事業者の立場から推進、そのうえで、中長期にわたり発電、造水発電事業の運営やO&M（操業・保守）に従事する事例が増加することとなった。

こうしたプロジェクトの必要資金の調達は、多くの場合プロジェクトファイナンスの手法にて行われたが、いずれの事業もインフラ事業という特性からプロジェクト所在国のカントリーリスクにさらされるとともに、事業のフィージビリティを確保するうえで長期・巨額の資金が必要であり、こうしたニーズに民間金融機関のみで応えることは困難な場合が多かった。そのため、本行は、日本企業によるIPPやIWPP案件を、プロジェクトファイナンスを供与することで積極的に支援、1999年度から2007年度にかけての承諾件数は16件に上った。支援対象となるプロジェクトの形態も多様であり、新規の単一プロジェクト向けの支援に加え、既存IPP事業の買

図表 1-20 パーツ建て債券発行を通じた支援のスキーム図



(注) 三菱東京UFJ銀行は現三菱UFJ銀行、みずほコーポレート銀行は現みずほ銀行。

(出典) 本行作成

収に対しファイナンスを供与するブラウンフィールド型の案件への支援も実施された。

また中東のIWPP案件を中心に、事業権者を入札により決定するプロジェクトが多数出てきた。これらプロジェクトの入札は、プロジェクト実施国の政府や国営電力会社等から買電契約等のプロジェクト関連契約を含む入札書類が提示され、入札参加者には、①買電契約等のプロジェクト関連契約等の検証とコメント、②ファイナンスプランを含めた事業計画の策定、③事業計画を踏まえたタリフ（売電料金等）の提示が求められ、最終的には入札資格をクリアした入札参加者間のタリフ水準によって事業者を選定することを基本とするものであった。

日本企業を中核スポンサーとするコンソーシアムは、こうした入札にあたり、本行に対し、①Bankability（融資適格性）の観点からのプロジェクト関連契約等の検証等、②事業に対する潜在的なレンダラーとしての関心表明の発出、といった支援を求め

てきた。こうした求めに対し本行は、検証期間が短期間であったり、複数コンソーシアムから対応を求められるなど、多くは対応に困難が伴うものではあったが、これまでに蓄積してきたノウハウを活かしつつ、迅速に日本企業の参画するコンソーシアムの入札準備を支援した。

また、日本企業のグローバル化の進展に伴い、住友化学の実施したサウジアラビアのラービグ石油精製・石化プロジェクトのように、製造業の分野においても、日本企業が中核スポンサーとして事業を主体的に推進するプロジェクトが出現、本行は、こうした取り組みを、IPPやIWPPと同様に、大型のプロジェクトファイナンスを供与すること等を通じ、支援した。

(3) 中堅・中小企業のグローバル化支援

世界的なグローバル競争の激化に伴い、わが国製造業のグローバル化がさらに進展、国際分業が進展を見せる中、中堅・中小企業を含むわが国製造業の海外直接投資は引き続き堅調な推移を見せることとなった。また、日本の中堅・中小企業の優れた技術力は、内外で高い評価を受けていたため、受け入れ側となる開発途上国も、こうした企業の投資誘致に注力してきた。こうした、中堅・中小企業等による海外事業展開の積極化へ向けた取り組みを、本行は、「融資」「情報提供」「(相手国政府への働きかけを通じた)問題解決」の3つの機能を用いて、支援してきた。具体的には、中堅・中小企業やその現地法人向けの融資に多数取り組んだほか、2004年度に融資承諾したインドネシアのP.T. Bank Resona Perdania向けのバンクローンのように、中堅・中小企業が提供する国内担保等に頼ることなく、現地法人への安定的な長期資金を供給する取り組みを行った。

さらに、民間の金融機関では対応の難しいポリティカルリスクの一部引き受けを通じ、日本の企業の海外事業展開における円滑な資金調達を促す、ポリティカルリスク・デファラール・スキームを数多くの案件に適用、本行の強みを活かした支援を行っ

図表1-21 IPP案件の例

1 IPP案件(グリーンフィールド)の例

プロジェクト名	承諾年度	国	スポンサー日本企業
フーミー2-2	2002	ベトナム	住友商事、東京電力
バジャドリッドⅢ	2004	メキシコ	三井物産、中部電力
フーミー3	2004	ベトナム	双日、九州電力
カエンコイⅡ	2005	タイ	電源開発
アンマンイースト	2006	ヨルダン	三井物産
カリアクラ	2006	ブルガリア	三菱重工
メサイドA	2006	カタール	丸紅

2 IWPP案件(グリーンフィールド)の例

プロジェクト名	承諾年度	国	スポンサー日本企業
タウィーラB	2004	アラブ 首長国連邦	丸紅、日揮
アルヒッド	2006	バーレーン	住友商事

3 IPP案件(ブラウンフィールド案件)の例

プロジェクト名	承諾年度	国	スポンサー日本企業
CBK	2004	フィリピン	住友商事、電源開発
Mirant社発電所	2007	フィリピン	東京電力、丸紅

(出典) 本行作成

た。

加えて、これまでの長年にわたる業務を通じた諸外国政府との緊密な関係や海外駐在員事務所のネットワークを活かして、中堅・中小企業の現地でのスムーズな事業運営や問題解決のサポートを行った。

(4) 中堅・中小企業支援室の設立

本行では、中堅・中小企業に密接かつ機動的な支援ができるよう、1999年の国際協力銀行の設立を機に、従来、海外投資研究所の下にあった「海外投資融資相談室」を「中堅・中小企業支援室」に改称のうえ、融資担当部である企業金融部の下に移設、設立した。

(5) 地域金融機関との連携

日本の民間金融機関が海外拠点を縮小・撤退する傾向の中で、地域の中堅・中小企業のグローバル化を支援するため、本行の有する現地情報と地域金融機関が有する本邦地域密着型の情報を互いに補完しあうための業務協力協定を、2001年度より地域金融機関との間で順次締結した。

(6) 海外取引に関する相談・情報提供

本行は、融資のほか、海外事情、投資環境に関する情報の提供、貿易・海外投資の手続きや手順、長期資金の調達方法等に関する相談や情報提供にも積極的に取り組んだ。

具体的には、地方自治体や商工会議所とも連携しつつ、日本各地に本行職員が出張し「貿易・海外投資に関する移動相談室」を開催し、海外投資を検討する企業に事業計画上のアドバイス等の対応を行った。また、地方自治体、商工会議所や地域金融機関が地方で開催する諸外国の投資環境をテーマにした講演会やセミナーへの講師派遣を行った。さらに、最新の海外ビジネス環境に関する情報を提供するため、中国、インド、ASEANをはじめとする諸国の投資環境をまとめた冊子を発行、随時更新して情報提供を行った。

2 資源関連金融

世界的な資源需給の逼迫、地政学上の問題の発生など、日本による安定的なエネルギーの確保にさまざまな問題が生じる中、エネルギー政策に関する戦略的な対応が求められるようになってきた。こうした中、2001年4月、自由民主党政務調査会のエネルギー総合政策小委員会（甘利明委員長）は、エネルギーの需給に関する施策「エネルギー総合政策・7つの提言」を取りまとめた。この提言では、エネルギー政策を「長期的」「総合的」に推進するための基本となる方針の制定が急務とされていたことから、与党は、この提言に議論と修正を重ね、2001年11月8日、与党3党（自民、公明、保守）の合意を得た議員立法として「エネルギー政策基本法」の法案を策定、衆議院へ提出、同法案は2002年6月7日に可決成立した（同14日公布）。

この法律の基本方針は、「安定供給の確保」、「環境への適合」、及びこれらを十分に考慮したうえでの「市場原理の活用」の3項目であり、係る方針の下で国・地方公共団体、事業者等の責務、エネルギーの需給施策の基本事項が定められた。さらにこの法律では、政府はエネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギー基本計画を定めなければならないとされ、以後、政府により、2003年10月、2007年3月とエネルギー基本計画が定められた。

こうした一連の動きの中、エネルギー資源の安定供給の確保については、

- ・成長著しいアジア地域を中心に今後もエネルギー需要が増加する見通し。
- ・世界の原油埋蔵量の約3分の2が賦存する中東地域が地政学上のリスクをはらんでいる一方、わが国はエネルギー供給の中心となる石油の9割近くをこの中東に依存している。さらにそれ以外のエネルギーの大部分を海外からの輸入に

依存している。

といった脆弱性を抱えているとの問題意識が再確認された。そのうえで、エネルギーの安定供給の確保を図るための基本方針として、2003年のエネルギー基本計画では、第一に省エネルギー社会の実現を目指す取り組みを進めたうえで、輸入エネルギーの確保については、

- ・ 自主開発を含めた総合的資源戦略の展開を通じて特定地域への過度の依存を是正すべく、供給源の多角化に努める。
- ・ 主要産出国との関係強化等を通じて、主要な供給地域からの安定供給を確保するための取り組みも着実に進める。

ことがうたわれた。さらに、1つのエネルギー源に過度に依存することなく、供給途絶リスクの小さいエネルギーを中心に、エネルギー源の多様化を図ることがうたわれた。

こうした中、本行のエネルギー分野の取り組みは、大型資源案件への融資等の供与、LNG等の石油以外のエネルギー資源の獲得のための融資、資源産出国との関係強化を図りつつエネルギー資源を確保するといった、日本の政策に沿った、戦略性を持った形で進められることとなった。

鉱物資源分野においても、中国をはじめとする新興国の経済成長に伴う世界的な需要の拡大と、それに伴う中国による資源国への投資の拡大の動きがみられた。重要な鉱物資源が一部の供給国や地域に偏在している中、資源供給国の政治的・社会的不安定性や、災害等が供給に影響を与えるリスクが認識されるとともに、一部の資源供給国では、資源枯渇、品位低下の進行から国内精錬を義務化する等の資源ナショナリズムが再び高まった。サプライヤーの寡占化も供給リスクを高めることとなった。鉱物資源価格もこの時期大きく上昇した。

このような中、日本企業からは、銅のように国内精錬所への安定的な原料確保のために上流の鉱山開発プロジェクトに主要株主として参画することにより権益を確保する動きや、ニッケルプロジェクトに

においても、主要株主として参画、権益を獲得する動きも出てくることとなり、本行にもこうした動きへの支援が求められることとなった。

(1) 産出国との関係強化を通じた資源安定確保への取り組み

エネルギー基本計画においては、主要産出国との関係強化等を通じて、主要な供給地域からの安定供給を確保するための取り組みの必要性がうたわれており、このような取り組みは同じく安定供給確保が求められる鉱物資源の産出国との間においても必要性が高かった。このような中、本行は、政策金融機関としてのステータスを活かし、これまで必ずしもわが国企業の主要供給源とは位置づけられてこなかった国も含めた幅広い資源産出国との関係強化を図りつつ、資源を確保する取り組みを行った。

①カタール

カタールのノースフィールドガス田は、単一では世界最大の可採埋蔵量を誇る。この開発を図るため、1984年にカタール国営石油会社と、三井物産、丸紅、オイルメジャーの出資によりカタールガス社が設立され、以後、LNGプラントの建設、港湾整備、LNG輸送船建造が日本の技術にて行われた。本行もこれに対し、1998年まで累計24億米ドルの融資を行ってきた。そして、2005年12月にはカタールガス3プロジェクトに対して総額10億米ドルのプロジェクトファイナンスを供与するに至った。こうした本行の長年にわたる融資の結果、わが国企業の権益獲得や競争力強化が図られたばかりでなく、カタールの経済発展に大きく寄与することとなった。

②カザフスタン

カザフスタンは、豊富な石油、天然ガスやウランの埋蔵量を有しており、これらの資源を確保することにより、偏っている日本のエネルギー供給源の多角化に大きく貢献することが見込まれた。そこで本行は、カザフスタンの国営企業や金融機関との間での覚書の締結等を通じた関係強化を進めたうえで、こうした関係強化を踏まえつつ、カシャガン油田開

発事業をはじめとする同国内の大型油田プロジェクトの開発やウラン鉱床の開発への日本企業の参画を支援、日本による資源確保を戦略的に後押しした。

③アゼルバイジャン

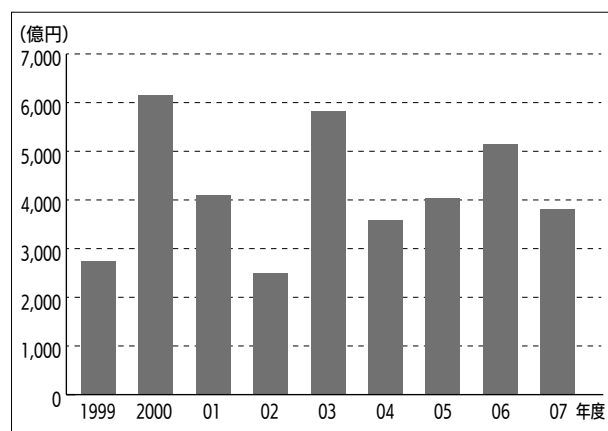
原油供給源の多様化が求められる中、カスピ海西岸のアゼルバイジャン沖合に所在するアゼリ・チラグ・グナシリ油田（ACG油田）に日本企業の国際石油開発（INPEX）、伊藤忠商事が参画した。本行はこの油田事業に対して資源金融を供与しただけでなく、アゼルバイジャンから資源を輸出するうえでのボトルネックを解消するために計画・建設された、アゼルバイジャンの首都バクーからトビリシ（ジョージア）を經由してジェイハン（トルコ）に至る1,768kmのBTCパイプラインプロジェクトへの融資に参画、同国の資源開発を総合的に後押しした。また、そうした支援の過程において本行は、アゼルバイジャン、ジョージア、トルコの各国政府との交渉・協議にあたるほか、パイプライン事業においては欧州復興開発銀行（EBRD）などとも連携して、政情不安などによるカントリーリスクの軽減に努めた。

④ドバイ駐在員事務所の新設

世界的に資源需給が逼迫する中、石油・天然ガスの供給源としての中東湾岸地域の重要性が大きく高まることとなった。これら湾岸諸国では資源の供給源としての資源プロジェクトのみならず、オイルマネーに牽引された著しい経済成長に応じたインフラや非資源産業の開発のためのプロジェクトが次々と計画・実施された。こうした事業は、日本企業にとって大きなビジネスチャンスであったことから、数多くの事業に日本企業が参画、それらに対して本行が積極的に支援を行った結果、2000年代初頭においては、本行国際金融等業務の地域別支援額は、中東向けが最多となった。

こうした中、2006年1月に本行は、アラブ首長国連邦のドバイに、日本の金融機関として初めて駐在員事務所を開設した。

図表 1-22 資源金融融資承諾実績



(出典) 本行作成

(2) 本行の資源案件への対応

エネルギー基本計画の下では、資源獲得競争が国際的に厳しさを増しているとの認識の下、引き続き民間企業主導の下での資源の自主開発を推進することの重要性が確認され、こうした取り組みにあたり本行の資金供給機能の積極的活用がうたわれていた。こうした中、本行は引き続き、石油・天然ガスをはじめとするエネルギー資源やその他資源の自主開発の取り組み等の積極的な支援を継続した。また、鉱物資源に関しては、わが国企業が自ら権益を取得、開発を進めるプロジェクトに対して、プロジェクトが大型化する中、量・質の両面で支援を行うこととなり、後述（第2章第3節第2項）の2008年度以降も続いた。

こうした中、本行の1999年度から2008年度上期までの間の資源関連金融につき、出融資承諾額の多い順に資源の品目を見ると、①石油、②天然ガス、③銅・銅鉱石、④鉄鉱石、⑤ニッケルであった。

石油は、日本の自主開発原油の確保のための開発資金金融などを供与したが、新たな地域としてカスピ海及びその周辺国であるカザフスタンやアゼルバイジャンでの油田開発への支援を行ったことに加え、ブラジル沖合での石油開発への支援も行った。また、これに加え、アラブ首長国連邦からの原油引き取り金融などの供与を行った。さらにイランに対しては原油前払い融資を通じた石油資源確保の後押

しを行った。

天然ガスは、主にカタール、インドネシア、マレーシア、ロシアにおけるLNG事業を対象に融資を行った。

銅・銅鉱石は、ペルーにおける大型開発案件を対象に、主にプロジェクトファイナンスベースでの支援を行った。

鉄鉱石は、ブラジルでの生産・販売事業に関する融資を実施した。

レアメタルであるニッケル等に関しては、マダガスカルのアンバトビプロジェクトに対し、国際機関である欧州投資銀行（EIB）やアフリカ開発銀行（AfDB）、他国輸出信用機関および民間金融機関と協調してプロジェクトファイナンスベースでの支援を行った。

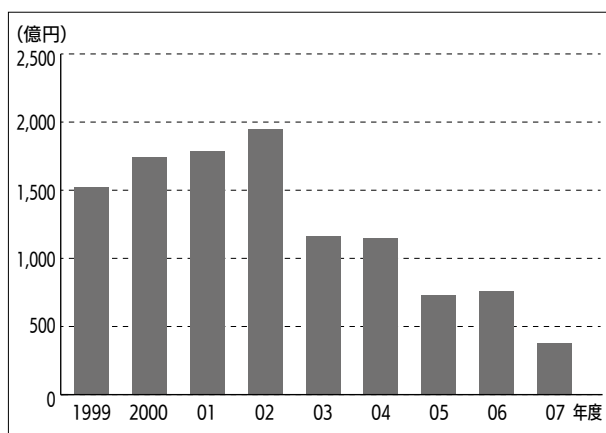
ウランは、ウラン引き取りに対する輸入金融のほか、カザフスタンにおいてウラン鉱床の開発に係る融資を実施した。

3 輸出金融

輸出金融については、輸銀と基金の統合の決定にあたり、途上国向けに限る等スリム化を図ることが求められたことを踏まえ、開発途上地域以外の地域向けについては、国際協力銀行法上ではわが国の輸出入市場の開拓または確保のためにとくに必要なものとして政令で定める場合に限り行うこととされた。これに加え、政策金融改革の流れの中で、わが国の法人等に対するサプライヤーズ・クレジットについては廃止する方向での議論が進められた。

このような中、輸出金融の承諾額は、必ずしも大きくはなかったが、プラント等の輸出にあたっての諸外国との競争が激しさを増す中、本行は、自身の特性を活かし、民間金融機関のみによる対応が困難な途上国向けを中心に、ストラクチャードファイナンス、プロジェクトファイナンス、現地企業リスク

図表 1-23 輸出金融融資承諾実績



(出典) 本行作成

を負担しつつ輸出金融を供与することで、日本のプラント等の輸出を支援した。

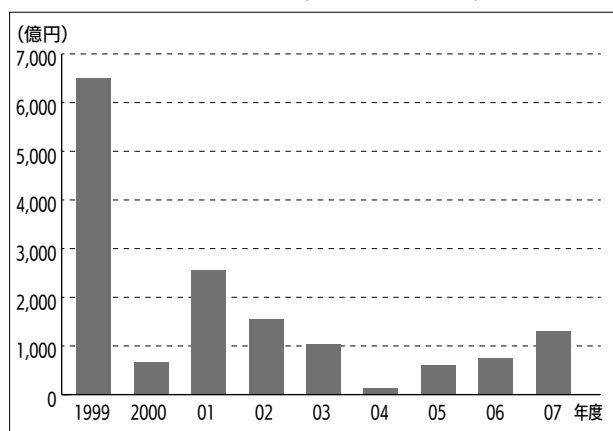
たとえば、2003年度に本行は、原油埋蔵量の豊富なカスピ海沖の原油を、中東や黒海以外のルートで初めて地中海に輸送するBTCパイプラインプロジェクトに対し、民間金融機関及び国際機関、各国公的金融機関と協調してプロジェクトファイナンスベースの輸出金融を供与し、日本企業によるパイプライン設備の輸出を支援した。なお、このプロジェクトを実施する国際コンソーシアムには、伊藤忠商事や国際石油開発も参画しており、このプロジェクトへの支援は、日本のエネルギー資源の安定供給確保にも併せ寄与するものであった。

また、社会主義からの体制移行後の経済発展を遂げつつある旧ソ連、東欧諸国に対しても現地リスクを取りつつ積極的に輸出金融の供与を行った。

4 事業開発等金融

事業開発等金融（アンタイドローン）については、アジア支援の最終年度にあたる1999年度には、通貨危機の影響を受けたアジア諸国向けを中心に6,000億円を超える承諾を行ったが、アジア支援後の2000年以降は、米国同時多発テロ事件を受けて

図表 1-24 事業開発等金融(アンタイトローン)融資承諾実績



(出典) 本行作成

IMF 向けに追加資金供与を行った2001年度を除き、毎年1,000億円前後の承諾にとどまった。

具体的には、環境改善や、海外に進出している日本企業の事業活動の支援につながるものを中心に事業開発等金融を供与した。

(1) アジア支援等

アジア支援の最終年度にあたる1999年度には、通貨危機の影響からの回復過程にあるアジア諸国向けを中心に、国際機関と協調しつつ事業開発等金融を供与した。

たとえば、IMFと合意した経済プログラムに基づく経済・金融改革の結果、経済指標が改善しつつあるタイにおいて、実体経済の回復を後押しするため、同国の経済において重要な役割を果たしている日系企業等に対する設備投資資金・運転資金を対象とする融資を、政府系金融機関であるタイ産業金融公社(The Industrial Finance Corporation of Thailand) 向けに行った。また、同じくアジア通貨危機の回復過程で、国内の信用収縮の問題が生じているマレーシアの輸出部門等の支援を行うための融資を、マレーシア産業開発銀行(Bank Industri Malaysia

Berhad、BIMB) 向けに行った。

(2) 米国同時多発テロを受けたIMF向け融資の増額

IMFは、低所得国に対する国際収支改善等を目的とした低利・長期の譲許的融資制度である貧困削減・成長ファシリティ(Poverty Reduction and Growth Facility: PRGF)を運用しており、本行はこのファシリティに必要な資金につき、1988年に22億SDR⁵⁶⁾、1994年に21.5億SDRの融資供与を行ってきた。

2001年に米国の同時多発テロ事件が発生した結果、経済的な悪影響を受けた低所得国向けの資金需要が増大、IMFとしての貸付けに支障が出かねない状況に至った。こうした中、日本政府は2001年11月にIMFとの間で本行のPRGFに対する貸付枠を10億米ドル相当(約7.8億SDR)拡大する支援策を打ち出し、これを受け本行はIMFとの間で、貸付枠を拡大するうえで必要な変更契約を締結した。

これに伴いIMFは、2002年度以降も、パキスタンをはじめとする低所得国への継続的な金融支援を行うことが可能となった。

5 環境関連の金融

1997年に開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)において採択された京都議定書に基づく取り組みが本格化する中、本行も地球温暖化防止に資する案件への取り組みを進めた。

56) 特別引出権(Special Drawing Rights: SDR)。加盟国の準備資産を補充する手段として、IMFが1969年に創設した国際準備資産。なお、SDRの価値は、5通貨(米ドル、ユーロ、中国人民元、日本円、英ポンド)で構成されたバスケットに基づいて決められる。

(1) ESCO・再生可能エネルギー事業向け投資ファンド

アジア地域では、地球温暖化防止への関心が高まる中で注目の集まるESCO事業⁵⁷⁾や再生可能エネルギー事業の導入の気運が高まっていたが、こうした事業には、環境法制や環境政策等の不確実さというリスクが高いため官民協調の対応が求められていた。こうした中、本行は、2004年6月に、中部電力、北海道電力、三菱商事とともに、アジア地域を主な投資対象とするESCO・再生可能エネルギー事業向け投資ファンド（FEクリーン・エナジー・ファンド）に出資を行った。

(2) 温室効果ガスの削減が期待される事業への融資

こうした出資事業のほか、本行は融資を通じても温室効果ガスの削減が期待される事業への支援を行った。

たとえば本行は2007年3月に、三菱重工業が現地企業とともに実施するブルガリアのカリアクラ風力発電事業に対し、風力発電事業向けとしては本行として初めてのプロジェクトファイナンスの供与を行った。

また、環境面も含めた持続的な経済成長の実現が課題とされている中国に対しては、山西省における炭鉱メタンガス回収による発電・都市ガス供給を支援した。この事業は、中国のエネルギー資源の逼迫の緩和に貢献するほか、大気汚染物質や温暖化ガスの排出の抑制にも寄与し、京都メカニズムのCDM適用対象となりうる案件として中国政府も期待、実際に世界銀行炭素基金と事業者の間で排出権買い取り契約が締結されるに至った。

(3) 環境ビジネス支援室の設置

こうした世界的な動向の下、本行は、2006年10月に、海外における資源エネルギーの利用効率化や温室効果ガス削減プロジェクトへの取り組みの強化を目的に、環境ビジネス支援室を創設した。

6 貸出債権の流動化

2004年3月に本行は、日本企業が有するインドネシア政府向けの貸出債権の流動化を行った。具体的には、日本の輸出者が貸出債権を用いて本行のサプライヤーズ・クレジットの代物弁済を実施。その後本行は、受け入れた貸出債権をインドネシア向けのバイヤーズ・クレジットに転換、貿易保険付保トランシェ⁵⁸⁾と無付保トランシェにリパッケージしたうえで、貿易保険付保トランシェを投資家に販売するというものであった。

これは2002年10月の政府の総合デフレ対策を契機として実施したもので、日本企業の開発途上国向け中長期貸出債権の軽減を通じた新規ビジネス展開を支援するほか、貸出債権取引市場の活性化に貢献するものであった。

7 朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）向け融資

(1) 北朝鮮による核開発をめぐる危機と米朝間の枠組み合意

1992年1月に北朝鮮が国際原子力機関（IAEA）保障措置協定を締結し、IAEA査察受け入れに応じたことに伴い、収束の兆しが見られた北朝鮮をめぐ

57) ESCO (Energy Service Company) 事業とは、顧客（工場、ビル、ホテル等）に対し、設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業。

58) トランシェとは、証券化商品をリスクレベルや利回りなどの条件で区分したもの。特定の条件により区分することをトランチング (tranching) といい、区分された各部分をトランシェという。

る情勢だったが、1993年3月の北朝鮮による核兵器不拡散条約（NPT）脱退通告や、93年から94年にかけての北朝鮮によるIAEA査察への妨害といった動きの結果、再び緊張が高まり、1994年6月には北朝鮮がIAEAからの即時脱退を通告、一方の国連安保理では北朝鮮への制裁についての非公式協議が行われるなど、危機感が高まることとなった。

こうした中、1994年6月、カーター元米大統領が北朝鮮を訪問、金日成主席（当時）との間で会談等が開かれ、それを受けて米朝間で交渉が行われ、1994年10月に米朝間で「合意された枠組み」が合意・署名されるに至った。

「合意された枠組み」の主要な合意事項は以下のとおりである。

- ・北朝鮮が、核兵器不拡散条約締約国にとどまるほか、IAEA保障措置協定上の義務履行を通じた核開発の検証、既存および開発中の核施設の凍結・解体等を行う。
- ・米国は、国際コンソーシアムを通じて、出力合計約2,000メガワット（MW）の軽水炉（出力約1,000MWの軽水炉2基）を北朝鮮へ供与するとともに、第1基目の軽水炉完成までの間、黒鉛減速炉の凍結に伴い失われるエネルギーの代替として、年間50万トンの重油を供与する。

(2) KEDOと軽水炉プロジェクトの開始

この「合意された枠組み」を受けて、1995年3月に、日米韓の3カ国は、KEDO（The Korean Peninsula Energy Development Organization）の設立協定に署名、KEDOが、北朝鮮における軽水炉プロジェクトの資金手当て・供与及び暫定的な代替エネルギーの供与等を目的とした国際コンソーシアムとして発足するに至った。

設立されたKEDOは1995年12月に北朝鮮との間

で軽水炉プロジェクトに関する供給協定⁵⁹⁾を締結、KEDOが北朝鮮に対し出力1,000MWの軽水炉2基を提供すること、軽水炉完成後、北朝鮮は3年の据え置き期間を含む20年間で、軽水炉建設に要した資金を無利子で返済することが合意された。

この合意を受け1997年8月には北朝鮮の咸鏡南道（ハムギョンナムド）琴湖（クムホ）地区にて着工式が行われ、軽水炉建設に向けての工事が開始された。

(3) 本行融資

KEDOと北朝鮮の合意を受けて、プロジェクトに必要なコスト負担に関する協議が進められた結果、日本政府は、1999年5月にKEDOとの間で資金供与協定⁶⁰⁾（日本の負担額上限は1,165億円＝10億米ドル相当）を締結するに至った（同年6月に国会承認）。

こうした協定締結を受けて本行は、2000年1月に、KEDOとの間で、北朝鮮に対して供与する軽水炉原発の建設に必要な資金を対象に、1,165億円を限度とするアンタイドローン契約の調印を行った。

なお、本行融資の返済原資は、北朝鮮からKEDOへの返済資金とすることが前提とされていたが、仮に北朝鮮からの支払いがなされなかった場合の本行債権の返済に関しては、以下の措置が講じられた。

- ①日本政府とKEDOの資金供与協定において、KEDOが本行に対する返済義務を確約するとともに、資金供与協定の実施に関して生じるいかなる問題についても、日本政府とKEDO間で協議することが規定された。
- ②日本政府とKEDOの資金供与協定締結に関する閣議決定（1999年4月27日）において、「本件協定という日本輸出入銀行又は同銀行を承継する国際協力銀行が行う貸付けについては、政府としても、その債権の償還の確保につき万全の

59) “AGREEMENT ON SUPPLY OF A LIGHT-WATER REACTOR PROJECT TO THE DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA BETWEEN THE KOREAN PENINSULA ENERGY DEVELOPMENT ORGANIZATION AND THE GOVERNMENT OF THE DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA”

60) 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定。

措置を講ずるものとする」旨の政府方針が表明された。

- ③資金供与と協定承認のための国会審議に際し、高村正彦外務大臣より、閣議決定に言うところの「万全の措置」は、返済が滞った場合の予算上の措置を含む点が表明された（1999年6月29日 参議院外交・防衛委員会）⁶¹⁾。

また、KEDOの北朝鮮に対する債権については、3年の据え置き期間の後に無利子で返済される一方、本行のKEDOへの債権は有利子であるところから、KEDOの利払いの原資は日本政府のKEDOに対する利子補給によって賄われることとなった⁶²⁾。

(4) 軽水炉プロジェクトの停止・終了

北朝鮮における軽水炉の建設が継続されている中、2002年10月に北朝鮮は、訪朝したケリー米大統領特使に対して、ウラン濃縮計画の存在を認める発言を行った（その後、一転して否定）。こうした事態を受けて同年11月に開催されたKEDO理事会は、毎年50万トンの重油供給を同年12月に停止すること、将来の重油供給の再開は北朝鮮がウラン濃縮計画を完全に撤廃するための具体的かつ信頼できる行動をとることにかかっていることを決定した。

これに反発した北朝鮮は、核関連施設の凍結解除、黒鉛減速炉、燃料加工工場及び再処理施設の封印撤去、IAEA査察官の国外退去等の措置を一方的にとるとともに、2003年1月には再びNPT脱退を表明するに至った。これに対して国際社会は北朝鮮による核兵器計画の放棄等を求めたものの北朝鮮のスタ

ンスには変更なく、2003年10月には使用済み核燃料の再処理の成功を表明するなど、改善が見られなかったことから、KEDO理事会は同年12月より軽水炉の建設を停止するに至った。

さらに北朝鮮は2005年には核兵器保有宣言を行うなど、その対応に改善が見られなかったことから、軽水炉プロジェクトを遂行する基礎が完全に失われたと判断されたため、同年11月のKEDO理事会において軽水炉プロジェクト終了の基本方針を確認、その後2006年5月にKEDO理事会において軽水炉プロジェクトの終了が決定した⁶³⁾。

8 債権管理の諸問題

従来、パリクラブ⁶⁴⁾での債務削減措置は、元本削減、金利減免、据え置き期間中の金利の元加、繰延期間の長期化などのオプションの中から削減方法を選択できることとなっており、本行は元加オプションにて対応をしてきた。また、日本のODA債権一般においても、元本そのものの削減ではなく、相手国にいったんは約定どおり返済を求めたうえで、確認された返済額に相当する金額を無償で供与するという債務救済無償資金協力の方式を採用してきていた。

しかしながら、債務問題のより早期の解決、債務国の負担の軽減、貧困削減戦略書（PRSP）⁶⁵⁾に基づく債務国の適切な経済政策運営や貧困削減の社会開

61) 答弁内容は参考資料集（資料7）のとおり。

62) 本行のKEDOに対する融資の供与実績をも念頭に、2002年9月17日の日朝平壤宣言では、本行の日朝間で果たす役割が記述されたものと考えられる。以下は宣言第2項原文の一部。「双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借入金供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。」

63) なお、本行のKEDOに対する融資金は、日本政府が肩代わりして返済、2012年3月22日をもって完済した。

64) 債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の債務救済措置を取り決める非公式な債権国会合。

65) 貧困削減戦略書（Poverty Reduction Strategy Papers：PRSP）は、貧困削減を達成するために、3カ年から5カ年の期間において講ずべき政策に焦点を当てた経済・社会開発戦略であり、1999年9月のIMF・世界銀行年次総会時の合同開発委員会及び暫定委員会において、債務削減・IDA（International Development Association、国際開発協会）資金供与の条件として、70を超える、重債務貧困国及びIDA対象国に対して、作成を要請することが決定されたもの。（出典：外務省「政府開発援助（ODA）白書 2003年版」第Ⅱ部第2章）

発の努力の成果が出始めたことなどを総合的に勘案し、日本も2003年度より、国際社会の一般的な方式を考慮し、債務救済無償の方式を廃止し、債権を放棄する方式に債務の削減方法を切り替えた。

このような中、本行（国際金融等業務）において、1999年10月から2007年度末までの間に行ったリスケジュール契約の締結及び債務削減の実績は以下のとおりである。

【リスケジュール】

2000年度 ロシア第5次、ザンビア第6次
2001年度 インドネシア第1次、パキスタン第1次、マケドニア（旧ユーゴスラビア）第1次、ガボン第5次、ホンジュラス第4次
2002年度 パキスタン第2次、ウクライナ第1次、タンザニア第2次
2003年度 インドネシア第2次、パキスタン第3次、マケドニア（旧ユーゴスラビア）第2次、ガボン第6次、エクアドル第7次
2004年度 ケニア第1次
2005年度 ナイジェリア第4次、インドネシア第3次、ザンビア第7次
2006年度 ナイジェリア第5次、イラク第1次、エクアドル第8次
2007年度 モルドバ第1次、ケニア第2次、ガボン第7次

【債務削減】

2003年度 ウガンダ
2004年度 バングラデシュ、ザンビア
2005年度 ホンジュラス、バングラデシュ、ザンビア
2006年度 イラク、バングラデシュ、ナイジェリア
2007年度 バングラデシュ

これらのリスケジュールに応じた金額の合計は約4,689億円及び約3.2億米ドル。また、債務削減し

た金額の合計は約1,152億円である。

9 主要国向け業務状況

(1) 主な仕向け国

1999年度から2007年度までの期間において、シェアの高いところを地域別に見ると、中東、東南アジア、中南米、東アジア、中東欧・ロシア、北米、中央アジア・コーカサス、アフリカ、大洋州、国際機関等、西ヨーロッパ、南アジアの順であった。

これをさらに国別に見ると、仕向け国のベスト5は、①ブラジル、②イラン、③インドネシア、④アラブ首長国連邦、⑤ロシアであった。

(2) ブラジル

2002年の選挙で選出されたルーラ大統領の下、ブラジルは、中国の急激な経済成長等による一次産品の国際価格の上昇等に伴い、大幅に拡大した輸出に主に引っ張られる形で経済成長を実現することとなった。こうした中、ルーラ政権はマクロ経済の安定を重視した堅実な経済政策を維持したことから、市場や投資家のブラジル経済への信認が高まり、ブラジル向け直接投資が拡大するなど、ブラジル関係のビジネスが堅調な伸びを見せることとなった。

こうした中、本行によるブラジル向けの業務は状況を示し、約1兆円の出融資承諾を行うに至った。

まず、世界的に原油の需給が逼迫する中、カンボス沖で行われている原油生産事業や油田随伴ガスの処理事業に対して融資を行い、日本としてのエネルギー資源の確保に貢献した。

2003年度には、ブラデスコ銀行及びユニバンコ向けに円ドル両建てのバンクローンを供与し、日本企業の輸出をきめ細かく支援した。

また、ブラジル石油公社（ペトロプラス）による製油所の近代化事業に対しては、バイヤーズ・クレジットによる支援を行ったほか、ヘプラン製油所の

近代化事業に対しては、民間シンジケートローンに対する保証を供与、日本企業の輸出に加え、民間金融機関によるビジネスを併せ後押しした。

(3) イラン

1997年に穏健改革派のハタミ大統領が就任したことに伴い、イランをめぐる政治外交環境が大きく変化した。こうした中で実現した2000年11月のハタミ大統領の来日にあたり、日本・イランの両国政府は、日本企業による油田・ガス田の開発への協力と輸出信用再開につき合意に達した。

これを受けてイラン向けの本行業務は活発化、約6,700億円の出融資承諾を行った。

具体的には、2000年度と2002年度に2度にわたり、原油引き取りのための金融を供与、厳しいエネルギー需給環境下での日本としての原油の確保に貢献した。

また、2000年度には、イラン向けとしては24年ぶりの直接借款を、製鉄用ペレット製造プラントと肥料プラントに対して供与、日本企業の輸出を後押しした。

(4) インドネシア

アジア通貨危機の影響を強く受けたインドネシアに対しては、経済構造改革支援のため、2000年度に世界銀行の第2次政策改革支援融資（PRSL II）との協調融資で、構造改革支援のアンタイドローンの供与を行った。

その後は、インドネシアにおける経済構造改革の進展と実体経済の回復に伴い日本企業等のインドネシア関係のビジネスが活性化していくのに応じ、製造業のインドネシアへの展開、発電プラント等の輸出などを対象に支援を行った。また支援手法についても、①初のポリティカルリスク・デファール⁶⁶⁾適用、②ルピア建て債券の保証による現地通貨調達支援など、多岐にわたる手法を活用、日本企業等の

ニーズにきめ細かく応じた。

こうした取り組みを通じ、インドネシア向けの出融資承諾額は、約6,200億円とASEAN域内で最大の数字となった。

また、このような出融資等の取り組みに加え、本行は2006年9月にインドネシア政府との間で、IPPに関する包括覚書を締結した。

インドネシアにおいては、実体経済の回復に合わせ電力需給が逼迫して民間資本による新規電源の導入が喫緊の課題となる一方で、アジア通貨危機以降インドネシアの国営電力会社（PLN）の赤字が継続するなどの事情から、日本企業を含む民間企業による案件形成が円滑に進捗していなかった。こうした中、本行が包括覚書により、インドネシア政府が本行支援対象の発電事業の重要性を認識するとともに、PLNに対する財政的な支援を適切に行うこと等を確認した。この結果、民間の事業者は安心して案件の形成に取り組むことが可能となり、インドネシアにおけるIPPの案件形成が加速、2010年以降の本行融資承諾につながっていくこととなった。

(5) アラブ首長国連邦

豊富な石油・天然ガス資源を有するアラブ首長国連邦は、日本にとって長期にわたり安定的な原油輸入先国となっていることに加え、アブダビ首長国が利権契約に基づく外資の油田・ガス田事業への参入を認めていることなどから、日本の資源戦略上極めて重要な国であった。

また同国は、好調なマクロ経済状況を維持してきたことから、電力・水需要が大幅に増加、こうした需要増に応えるため、各首長国は、経済効率とサービスの向上を実現するために、民活方式による電力・水事業（IWPP等）を積極的に推進、こうした動きは、民活インフラ分野での海外展開を図る日本企業にとって重要な商機となった。

このような中、本行は、アブダビ国営石油会社

66) 借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで（ただし、最終期限を猶予期限とする）借入人に対して期限の利益喪失及び保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。

(ADNOC) との間で2007年に業務協力協定を締結、同業務協力協定の下で戦略的な関係強化を推し進め、日本企業によるアブダビ首長国における既存の油田権益の維持と新たな油田権益の獲得を後押しした。さらに本行は、同じく2007年にADNOCに対して30億米ドルの原油前払い融資を行い、エネルギー資源の確保に貢献した。

また、民活インフラの分野では、2005年4月にはタウィーラB発電・造水プロジェクトに、また、2007年12月には、フジャイラ首長国のフジャイラF2発電・造水プロジェクトに、それぞれプロジェクトファイナンスを供与、日本企業の事業活動を支援した。

こうした取り組みの結果、アラブ首長国連邦向けの出融資承諾額は約5,400億円に上った。

(6) ロシア

ロシアは、1998年8月のロシア金融危機発生後、IMFのEFF（拡大信用供与措置）プログラム等がオフトラックとなり不安定な状況が継続していたが、1999年4月に世界銀行とロシア政府は第3次構造調整融資再構築に基本合意するに至った。これを受け本行は、1997年に、当時の橋本龍太郎総理とロシアのエリツィン大統領の間で合意された「橋本・エリツィン・プラン」の一環として策定された支援策として、世界銀行との協調融資によるアンタイトローン（1,120億円）を供与した。

その後、ロシア経済が順調に回復する中、日本とロシアの間の経済関係はさらなる発展を見せ、2003年1月には、当時の小泉純一郎総理がロシアを訪問、プーチン大統領との間で日露行動計画が締結された。

このような動きの下、本行は、ロシアの持続的発展に必要な各種設備投資等の需要に、日本企業が応えていく取り組みを後押しするべく、ロシア連邦外国貿易銀行、ズベルバンクといった、有力なロシアの金融機関に対してバンクローンを供与するなどの取り組みを進めた。

こうした取り組みの結果、ロシア向けについては出融資承諾額は約4,950億円に上った。

そして2008年には、サハリン州沖合におけるサハリンIIプロジェクト（フェーズ2）について、プロジェクトの実施主体であるサハリン・エナジー社との間で、総額37億米ドル限度のプロジェクトファイナンスベースの融資契約に調印した。このプロジェクトは、LNGの生産量は年間約960万トンで、このうち5割強（当時の日本の年間総輸入量の約8%相当）が日本向けに供給されるなど、中東依存度の高いわが国のエネルギー資源の多様化・安定的確保に資するものであった。